

F Xをめぐる新たな疑問に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

昭和五十二年十月二十四日

秦

豊

参議院議長 安井謙殿

FXをめぐる新たな疑問に関する質問主意書

一 FXについては、F15が既定の事実とされているが、中央コンピューター・システム(CPU)を含めたライセンス生産などが果して可能なのか。IBM社の動向などを含めて、防衛庁はどの程度の認識を持つているか。

二 CPUのシステムといつさいを、いわゆるブラック・ボックス方式でなら導入できても、IBMが、何らかの了解のもとに日本側に対するノウハウの提供を行うとは考えられない。その点は、特に詳しく回答されたい。

三 由来、IBMはコンピューターについては、いかなる外国企業とも技術提携を行つたことがない。F15についてだけ例外的な措置を認めるとは思えないが、如何か。

四 この段階で、改めて大蔵省と通産省の間に、「国産化論」と「完全輸入論」の対立が、顕在化し

ているのではないか。

五 十月に入つて、防衛庁内から、FXの装備その他の問題について、調整・交渉するため、小規模の人員を出張させた事実があつたのか。あつたとすれば、その目的と結果を明らかにされたい。

六 F15がアメリカ国内で生産中止になる年度は、一九八一年と伝えられているが、日本への導入に際して、このアメリカ国内での生産中止の影響はどうなるか。

右質問する。